
双葉町中野地区復興産業拠点

まちづくりガイドライン

福島県双葉町

平成 30 年 9 月策定

➤ 目次

1.はじめに	3
2.まちづくりガイドラインの目的	4
3.中野地区復興産業拠点の概要	5
4.まちづくりガイドライン.....	6
(1)景観の基本色について	6
(2)塀・垣・柵（フェンス）及び植栽について.....	7
(3)ごみ置き場、駐車場等の修景その他付属設備について	8
(4)屋外広告物について	9
5.まちづくりへの関与について.....	10

Column

双葉町の自然環境を象徴する花・木・鳥



町の木
せんだん



町の花
さくら



町の鳥
きじ

1. はじめに

双葉町では、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故に伴い全町避難が続いています。その中であって、復興事業の先駆けとして平成 30 年に整備が開始された中野地区復興産業拠点は、双葉町の復興のシンボルとなるエリアです。

中野地区復興産業拠点の特色は、単なる産業団地ではなく、多様な人々が行き交う「まち」である点です。企業が集積するだけでなく、震災と原発事故の記録や教訓を伝えるアーカイブ拠点施設や復興祈念公園が隣接して立地します。そのため、立地企業の就業者に加え、施設や公園等への来訪者、町民などが行き交う拠点となっています。

そこで、まちとしての魅力を高いものにすべく、この「まちづくりガイドライン」を策定致しました。このガイドラインは、周辺の自然環境と調和し、均整のとれた景観の実現を図るほか、個人・事業者・行政が、それぞれ主体的にまちづくりに参画する意識・機会を醸成することを目的としています。

中野地区復興産業拠点というまちが、自発的・継続的に成長し、関わるすべての人々にとっての誇りとなるよう、また、大勢の人々を惹きつける魅力的なまちとして、双葉町、ひいては福島県の復興をけん引する存在となることができるよう、皆様のご理解・ご協力を宜しくお願いいたします。

平成 30 年 9 月 双葉町

双葉町中野地区復興産業拠点 模型



2. まちづくりガイドラインの目的

▶ まちづくりガイドラインの目的と位置づけ

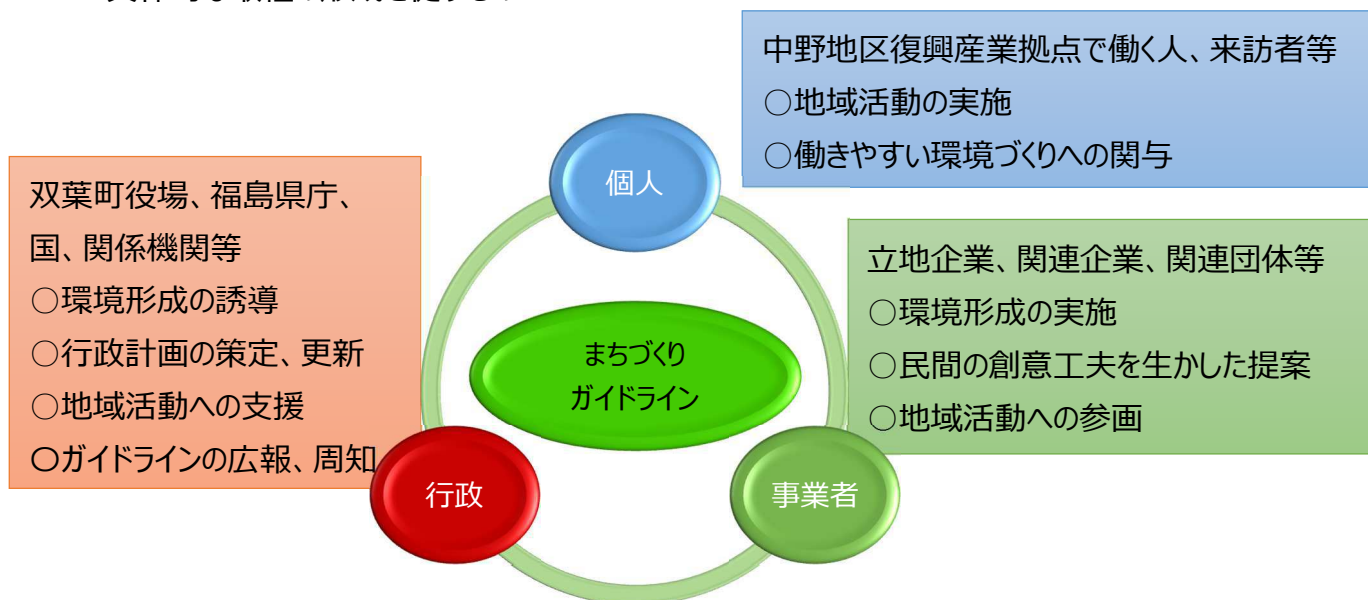
(1) まちづくりガイドラインを策定する目的

- 中野地区復興産業拠点が、産業団地としての側面だけでなく、多様な人々が行き交う「まち」であるという認識を、関係者間で共有すること
- 「まち」としての魅力確保のため、周辺の自然環境と調和し、均整のとれた景観の実現を図ること
- 中野地区復興産業拠点に関係する個人、事業所を営む事業者、そして「まちを整備しインフラの維持管理を行う行政」の三者が、それぞれの立場から、「まちづくり」に主体的に参画する意識・機会を醸成すること

⇒これらを通じ、中野地区復興産業拠点が、関わる人々皆にとっての誇りの場所となり、大勢の人々を惹きつける魅力的なまちに成長することを目指します。

(2) まちづくりガイドラインの位置づけ

- 行政・事業者・個人の三者が、まちづくりに主体的に参画する意識・機会を醸成することに資する素材として、提案を行うもの
- なすべきことを具体的・限定的に列挙するものではなく、理想となる像を示し、それに対する各自の具体的な取組の形成を促すもの



7ページ以降、「個人」が担い手となることを●（青丸）、
「事業者」が担い手となることを●（緑丸）、
「行政」が担い手となることを●（赤丸）で記載しています。

3. 中野地区復興産業拠点の概要

▶ まちづくりガイドラインの対象範囲

本ガイドラインが対象とする範囲は、双葉町の働く拠点であり復興のさきがけとなる中野地区復興産業拠点です。産業を集積させる同拠点の整備により、復興を遂げる町の姿を目に見える形で広く発信していく役割を持っています。



▶ 復興シンボル軸

- 県道等の改良により、双葉 IC（仮称）から中野地区復興産業拠点を結ぶ復興シンボル軸が形成されます。産業形成に資するのみならず、避難路の役割も併せ持ちます。

▶ 産業交流センター

- 産業交流センターは、双葉町内の就業者にとっても利用しやすいコンビニやレストランなどの生活関連サービスを提供するとともに、町民の一時帰宅の際の滞在場所としても活用される町の施設です。今後、復興祈念公園等への来訪者も立ち寄り、産業と地域をつなぐ交流の場としての役割を持ちます。

▶ アーカイブ拠点施設

- 世界に類を見ない甚大な複合災害の記録や教訓とそこから着実に復興する過程の文物や記録等を収集、保存、研究し、風化させずに後世に継承、発信し、国内外の人々や機関と共有するために県が整備する情報発信拠点施設になります。

▶ 復興祈念公園（地区隣接）

- 東日本大震災の犠牲者への追悼と鎮魂、震災の記憶と教訓の後世への伝承、国内外に向けた復興に対する強い意志を国内外に向け発信する公共施設です。

4. まちづくりガイドライン

(1) 景観の基本色について

➤ 中野地区復興産業拠点の景観基本色を、次のとおりとするよう提案します。



双葉グリーン（仮称）

…双葉グリーンは、これから葉を広げる復興段階の双葉町の名前のとおり、若々しさ、安定、調和をイメージしています。

黄緑 C40% M0% Y100% DIC-N829

緑 C75% M15% Y100% DIC-N846

- ● 中野地区復興産業拠点での景観は、双葉グリーンを基調とし、自然環境との調和を維持します。
- ● まちづくりの一環として景観の調和に努め、双葉グリーンの補色（色相環で正反対に位置する色をいう。）となる色合いの使用を避けます。
- ● 植栽を活用し、双葉グリーンによる景観づくりに努めます。
- ● 適宜補修、修繕を行うことで景観維持に努めます。

「個人」が担い手となることを ●（青丸）、
「事業者」が担い手となることを ●（緑丸）、
「行政」が担い手となることを ●（赤丸）で記載しています。

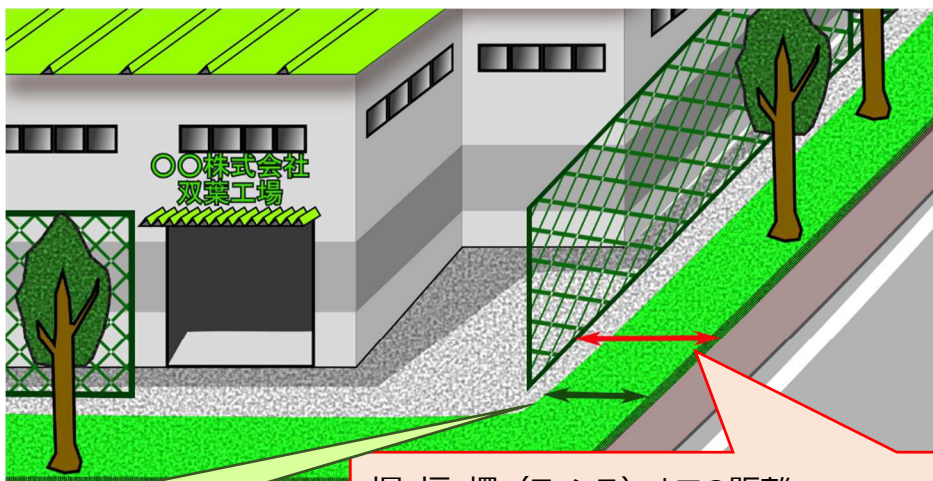
(2) 塀・垣・柵（フェンス）及び植栽について

➤ 立地企業等が設置する塀、垣、柵等について次のとおり提案します。

- ● 周囲への騒音問題に配慮し、塀等を設置します。
- ● 道路に面した部分では、塀等の高さに応じて、敷地境界線から十分距離をあけるよう努めます。（下図に例示）
- ● 塀により一面を囲う場合には、歩行者への圧迫感の軽減に留意します。
- ● 塀等には植栽を施す、アクセントカラーとして双葉グリーンを用いるなどにより、周囲の自然環境と調和した景観の維持に努めます。
- ● ネットフェンス等を設置する場合には、植物等により修景するよう努めます。
- ● 塀等に図画を描く際には、周囲の色調に配慮した色合いとするよう努めます。

➤ 門の脇、敷地境界線と塀の間などの植栽について次のとおり提案します。

- ● 道路等の公共空間から見えるところへは植栽を行い緑化に努め、双葉グリーンとの環境調和を図ります。
- ● 道路沿いは、道路境界から十分な範囲の環境緑地エリアを確保し、緑地空間が連続するよう努めます。（下図に例示）
- 拠点内の空いた土地等（町有地）には花を植えるなど、景観の維持向上を図ります。



環境緑地エリア
例) 敷地境界線から 1.5m 程度

塀・垣・柵（フェンス）までの距離
例) 復興シンボル軸：敷地境界線から 4m 程度
区画道路：敷地境界線から 2m 程度

「個人」が担い手となることを ●（青丸）、
「事業者」が担い手となることを ●（緑丸）、
「行政」が担い手となることを ●（赤丸）で記載しています。

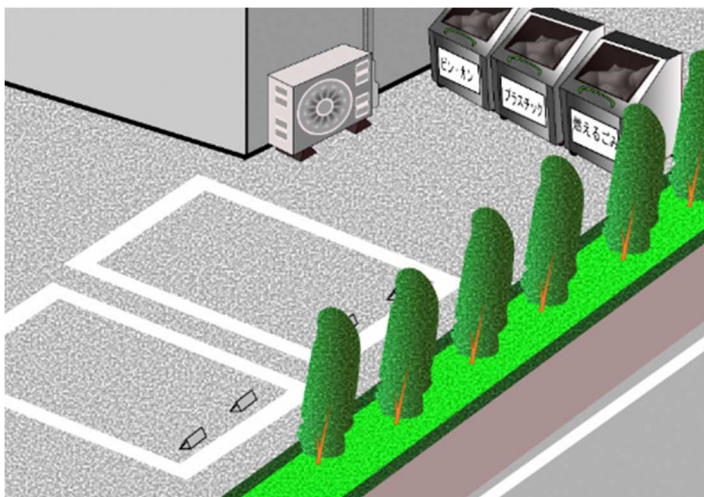
(3) ごみ置き場、駐車場等の修景その他付属設備について

➤ ごみ置き場、駐車場、エアコン室外機等の修景について次のとおり提案します。

- 復興シンボル軸に面してごみ置き場、駐車場を設置しないよう努めます。
- 道路から見える位置にごみ置き場、駐車場を設置する場合には、植栽や双葉グリーンを用いた柵等により修景を図るよう努めます。
- 復興シンボル軸に面したエアコン室外機、給湯設備、物置等は、露出しないように、植栽やグリーンカーテンを用いた修景を図るよう努めます。
- 道路境界から十分な範囲の環境緑地エリアを確保するため、緑地空間には駐車場の上屋やゲートを設置しないよう努めます。
- ● 駐車場の舗装は透水性舗装、保水性舗装、緑化舗装を行うよう努めます。

➤ 屋外照明、門灯、その他付属設備について次のとおり提案します。

- ● 門まわりや復興シンボル軸沿いに、通りに面して門灯を設置することで、連続して灯る明かりにより夜の通りを演出するとともに、防犯性を高めるよう努めます。
- ● 光源は電球色タイプを使用し、灯りの色を揃えるよう努めます（ただし看板照明灯は除く。）。
- ● 自動販売機を道路沿いに配置する場合、周囲に配慮した配置及び形態意匠・色彩とするよう努めます。
- ● 屋外に喫煙所を設置する場合は、防火対策や受動喫煙防止に向け十分な配慮を行います。また、風向きや利用頻度等に応じて囲いや衝立を設置します。

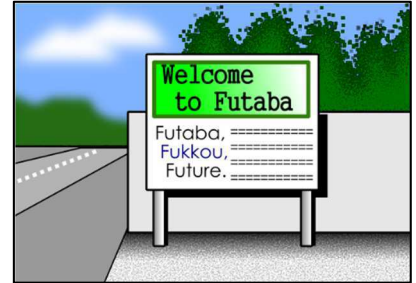


「個人」が担い手となることを●（青丸）、
「事業者」が担い手となることを●（緑丸）、
「行政」が担い手となることを●（赤丸）で記載しています。

(4) 屋外広告物について

➤ 復興シンボル軸沿いの屋外広告物について次のとおり提案します。

- 掲示する屋外広告物は、自己用広告物に限ります。
- 形状、面積、意匠は周辺の自然環境との調和に努めます。
- 屋外ビジョン、ネオン管等の広告物及び点滅する広告物、蛍光塗料及びこれに類したものは使用しないよう努めます。
- ● 道路からの見え方に配慮するよう努めます。
- ● 設置位置については、集約化し配置を揃えるよう努めます。
- 復興シンボル軸沿いの道路に向けては、商品やサービスの宣伝を目的とした広告を配置しないよう努めます。
- ● 屋外広告物については、福島県条例を遵守します。



<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/260719.pdf>

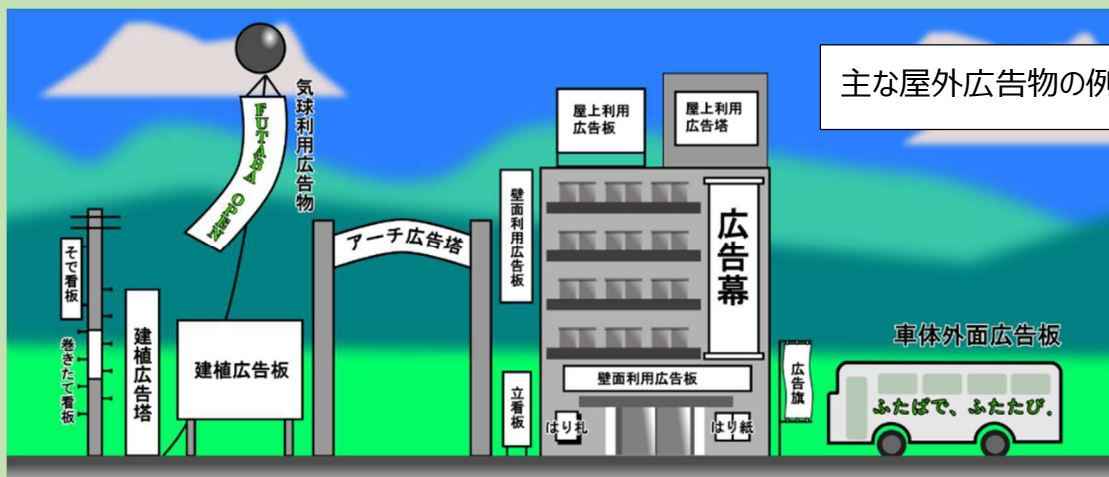
(福島県公式ウェブサイト> 組織で探す> 都市計画課> 屋外広告物> 屋外広告物の手引き)

屋外広告物とは (福島県作成『屋外広告物の手引き』より)

屋外広告物とは、常時又は一定の期間、継続して、屋外で、公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札、並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの、これらに類するものをいいます。

商業広告だけでなく、営利を目的としないものや自己用のものも屋外広告物に当たります。また、文字や商標、マークだけでなくイメージを伝えるデザイン等も屋外広告物に当たります。

(屋外広告物法第2条第1項、福島県屋外広告物条例第2条第1項による定義に基づく)



主な屋外広告物の例

「個人」が担い手となることを ● (青丸)、
「事業者」が担い手となることを ● (緑丸)、
「行政」が担い手となることを ● (赤丸) で記載しています。

5. まちづくりへの関与について

➤ 双葉町の持続的発展に向けて次のような取組への参画に期待します。

(取組の例)

- 双葉町役場の行うアンケート、取材等への積極的な協力
- 中野地区復興産業拠点で実施される、地域一斉清掃活動等への参加
- 復興ツーリズムや地域の学校の社会科見学における視察等の受け入れ
- 産業交流センターの積極的活用（カフェ、レストラン、会議室等）
- 電車、町内バス等公共交通機関の利用促進
- 双葉町役場や地域団体等が企画するイベントへの参画
- 今後設立が予定されているまちづくり会社の事業への協力
- 塩害や老朽化等への対策実施による、外装景観の維持



▲双葉ダルマ市



▲花いっぱい運動



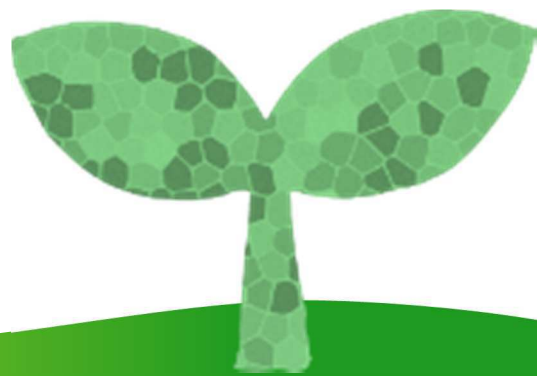
▲産業交流センター（イメージ）

「個人」が担い手となることを●（青丸）、
「事業者」が担い手となることを●（緑丸）、
「行政」が担い手となることを●（赤丸）で記載しています。

➤ 改訂履歴

初稿策定

平成 30 年 9 月



お問い合わせ先

福島県双葉町 復興推進課（双葉町いわき事務所 内）

〒974-8212 福島県いわき市東田町 2 丁目 19-4

TEL:0246-84-5203 FAX:0246-84-5212

URL:<http://town.fukushima-futaba.lg.jp>

E-mail:fukko@town.futaba.fukushima.jp